

平成 27 年第 4 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 1 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議題

議案第 6 号

松阪市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

議案第 7 号

松阪市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第 8 号

松阪市教育委員会傍聴規則の一部改正について

議案第 9 号

松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第 10 号

松阪市教育委員会公告式規則の一部改正について

議案第 11 号

松阪市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第 12 号

松阪市奨学生選考委員会設置規則の一部改正について

議案第 13 号

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例施行規則の
制定について

議案第 14 号

私立幼稚園および私立認定こども園の利用者負担額に関する規則
の制定について

議案第 15 号

松阪市立幼稚園管理規則の一部改正について

議案第 16 号

松阪市阪内川テニスコート条例施行規則の廃止について

議案第 17 号

松阪市指定文化財の指定解除について

■報告事項

- 1 松阪市阪内川テニスコート条例の廃止について
- 2 平成 26 年度松阪市教育支援委員会について
- 3 旧長谷川邸の三重県指定文化財の指定について
- 4 松阪市教育集会所条例の一部改正について
- 5 児童生徒体育文化行事参加旅費補助金交付要綱の一部改正について
- 6 松阪市立小中学校財務事務取扱要綱の制定について
- 7 学力向上の取組パンフレット及びポスターについて
- 8 平成 26 年度 2 月児童生徒の問題行動等について
- 9 松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例の制定について

その他

委員長 　ただ今から、平成 27 年第 4 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　・平成 27 年度予算について
・新教育委員会制度について
・図書館改革推進事業について

委員長 　ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　それでは、議案第 6 号「松阪市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第 6 号から 12 号につきましては、2 月議会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が可決されたことを受け、教育委員会所轄のそれら関係規則に係る改正を行うものです。

そのため、議案第 6 号から 12 号について、一括しての提案説明とさせていただきます、質疑・討論の後、それぞれについて採決をいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

委員長 　事務局から提案がありましたかよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 　それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局から議案第 6 号から 12 号までの説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

（委員から「なし」の声）

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

（委員から「なし」の声）

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第6号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第6号は可決いたしました。
続きまして、議案第7号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第7号は可決いたしました。
続きまして、議案第8号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第8号は可決いたしました。
続きまして、議案第9号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第9号は可決いたしました。
続きまして、議案第10号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第10号は可決いたしました。

続きまして、議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 11 号は可決いたしました。
続きまして、議案第 12 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 12 号は可決いたしました。
次に、議案第 13 号「松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する
条例施行規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明を
願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見
はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 13 号を可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 13 号は可決いたしました。
次に、議案第 14 号「私立幼稚園及び私立認定こども園の利用者負担額
に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明を
願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見
はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 14 号を可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 14 号は可決いたしました。
次に、議案第 15 号「松阪市立幼稚園管理規則の一部改正について」を
議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見
はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 15 号を可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 15 号は可決いたしました。

次に、議案第 16 号「松阪市阪内川テニスコート条例施行規則の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 16 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第 16 号は可決いたしました。
次に、議案第 17 号「松阪市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 17 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 17 号は可決いたしました。
議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 9 を
事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員 旧長谷川邸の三重県文化財指定についてですが、正式名称はどのよう
になるのでしょうか。

事務局 記載してあるとおりとなります。

委員 一般的にこの名称を使用していくのでしょうか。それとも通称でいく
のでしょうか。

事務局 名称としては今までも同じであり、通称として旧長谷川邸ということ
で使用しております。この使い分けというのは特に問題がないというこ
とになりますので、県指定であっても旧長谷川邸として松阪市としては
いきたいと思えます。ただ、将来松阪商人の館のように新しくネーミン
グが付けばそのような形となるかと思えます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項は承認したいと思えますが、よろしいで
しょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項 1 から 9 は承認い
たしました。その他の項ですが、何かございませんか。

委員 コミュニティ・スクールの推進、指定についてですが、文部科学省が全国の小中学校にそして、県知事が花岡小学校に見えた時に、コミュニティ・スクールの推進について力強い意向をされてみえますが、松阪市で鎌田中学校区3校が指定され、4年が経っておりますが、来年度以降のコミュニティ・スクールの推進についてどのように進めていくのかということについて説明いただければと思います。

教育長 国の方で学校というところが地域づくりの拠点という考え方の中で、全ての学校においてコミュニティ・スクールをという議論をしているところでございます。今、鎌田中学校区が松阪市の特徴として校区で指定しているというところが、全国的にも珍しいところであります。統合を視野に入れております飯高東中学校区において、今後指定していくということで、そのあたりのスケジュールについては事務局から説明させていただきます。

事務局 鎌田中学校区をモデルとし、飯高東中学校区として指定をしていくということでございます。今年度におきましては鎌田中学校区において行っておりました実践について、飯高地域住民が直接出向いたり、鎌田中学校区の方と一緒に先進地の視察を行いました。
今後は鎌田中学校区での実践をしっかりと継承しながら充実させていくという形で方向性をとっていきたいと考えております。

委員 全小中学校に何年度までにはというような方向性についてはまだ何もお考えはありませんか。

教育長 国の方の通知等、規則の整備が正式には進んでおりませんので、そういった議論をしているということは伝わっておりますが、そういったことを受けて今後考えていきたいと思っております。当面は今ある鎌田中学校区、今後予定している飯高東中学校区においてしっかりと成果を出しながら今後の国の動向も見据えながら検討していきたいと考えております。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成27年4月27日（月）
午後1時15分から教育委員会室でお願いします。

委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、これで第4回松阪市教育委員

会定例会を終わります。